

旅館業法及び京都市の旅館業に関する条例改正に伴い、 令和2年3月31日までに取り組んでいただくことがあります！

●旅館業施設における使用人等の駐在規定を設けました！

施設に人を宿泊させている間、営業者や従業員（使用人等）を駐在させなければなりません。駐在する場所は、玄関帳場の設置場所によって異なります。

・施設内に玄関帳場を設置する場合

→施設内部に駐在させてください。

・小規模宿泊施設であって施設外玄関帳場を設置する（※下記及び裏面

参照）場合

→施設外玄関帳場、又は宿泊施設まで10分以内に到着することができる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在させてください。

・京町家条例に規定する京町家であって、玄関帳場の設置が免除されている場合

→宿泊施設まで10分以内に到着することができる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在させてください。



改正旅館業法及び条例の施行前日（平成30年6月14日）までに許可を取得した施設等（既存施設）についても、上記の規定に適合させる必要があります。経過措置として適用が猶予されている令和2年3月31日までに必要な措置を講じてください。

既存施設であっても、玄関帳場を施設外に設置すること（施設外玄関帳場）ができます。

現在、施設内に玄関帳場を設置している場合であっても、以下の条件に適合し、必要な構造設備を設け、変更届を提出することにより、施設外玄関帳場を設置することができます。

・条件

次の要件を備える簡易宿所営業の施設（小規模宿泊施設）であること。

- ①客室数は1室
- ②施設のすべてを宿泊者の利用に供するもの
- ③1回の宿泊は、9人以下で構成される1組に限定

・構造設備（主なもの）

◎小規模宿泊施設

必要な構造設備：鍵、電話機、ビデオカメラ等

◎施設外玄関帳場

必要な構造設備：施設内玄関帳場と同等の設備＋モニター等

設置位置：小規模宿泊施設まで10分以内に到着することができる場所
（道のりでおおむね800m以内）

駐在規定のほか旅館業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、条例、規則、要綱を一体とした京都市独自のルールを策定しました。本市独自のルールや、変更届の様式については下記URLを御確認ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000177773.html>（京都市旅館業の手続について）

変更届の提出に当たっては、基準を御確認のうえ、医療衛生センター旅館業審査担当に事前に御相談ください。

（問合せ先）京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

旅館業審査担当（変更届等の手続受付）

TEL 075-746-7209

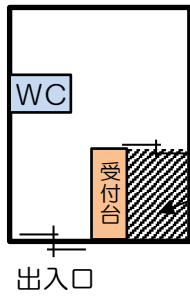
宿泊施設監視指導担当（適正な運営の監視指導）

TEL 075-585-5653

簡易宿所営業

(1) 玄関帳場を設ける場合

構造設備の主な基準



玄関帳場
(2.00m²以上で
収容定員に応じた
広さを確保)

- ①客室利用者が必ず通過し、出入りを視認できる場所に玄関帳場を設置すること。
- ②玄関帳場には、受付に支障がない高さの受付台を設けること。
- ③施設内に使用人等が使用できる便所等を設けるよう努めること。

管理体制

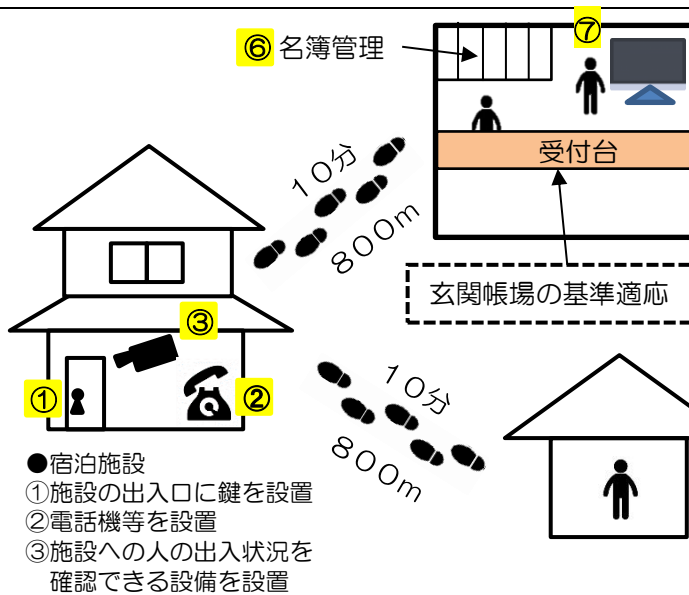
- ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、施設内部に駐在すること。
- ・営業者は、施設内部で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。

条件

- ・小規模宿泊施設であって、次の構造設備の基準に適合するもの

(2) 施設外玄関帳場を設ける場合

構造設備の主な基準



- 宿泊施設
- ①施設の出入口に鍵を設置
- ②電話機等を設置
- ③施設への人の出入状況を確認できる設備を設置

- 施設外玄関帳場
- ④宿泊施設まで10分以内に到着できる場所(道のりでおおむね800m以内)に設けること。
- ⑤他の営業の用途、住戸と区画
- ⑥個人情報の取扱いに注意
- ⑦③による確認を常時行う。
- ⑧施設外玄関帳場の標示

- 使用人等の駐在場所
- ⑨宿泊施設まで10分以内に到着できる場所(道のりでおおむね800m以内)であること。
- ⑩特別な構造設備は必要ないが、長時間の駐在が可能であること。

管理体制

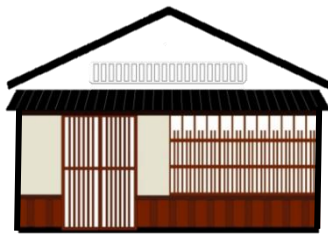
- ・営業者は、施設外玄関帳場で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。
- ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、施設外玄関帳場に駐在し、人の出入を常時確認すること。
- ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、宿泊施設に10分以内に到着できる場所(道のりでおおむね800m以内)に駐在すること。
- ・緊急対応を担当する使用人等が管理できる施設数は、1人当たり5施設までとする。
- ・緊急対応を担当する使用人等が施設外玄関帳場に駐在する場合は、宿泊者の出入り確認等を行う別の担当者1名を駐在させること。

条件

- ・小規模宿泊施設であって、かつ、京町家条例に規定する京町家であるもの

(3) 京町家を活用する場合

構造設備の主な基準



10分
800m

- 使用人等の駐在場所
- ①宿泊施設まで10分以内に到着できる場所(道のりでおおむね800m以内)であること。
- ②特別な構造設備は必要ないが、長時間の駐在が可能であること。

管理体制

- ・営業者は、施設内で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。
- ・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、宿泊施設に10分以内に到着できる場所(道のりでおおむね800m以内)に駐在すること。